

(2) 自由枠

①成果について

【自由枠】の参画事業者は、すでに訪日外国人旅行者を受け入れるための知識も豊富で、受け入れ環境の整備も進んでいる。また、検疫受検円滑化に向けて意欲的に取り組む事業者である。自由枠での取り組みは、訪日外国人旅行者に向けた本モデルの利用促進である。主な成果は以下の三つである。

一つめは、本事業の主目的である「検疫受検円滑化モデルの取り組みが拡大したこと」である。【表⑬】のとおり、取り組みの地域および品種が拡大したことに加えて、検疫の受検件数が増加したことである。

【表⑬】 平成 27 年度事業と平成 28 年度事業（自由枠）の取り組み実績の概要

	平成 27 年度	平成 28 年度
モデル販売地域 (≡連携自治体)	2 か所 (北海道・福岡)	9 か所 (北海道、栃木、千葉、山梨、愛知、滋賀、岡山、福岡、長崎)
受取り空港	2 か所 (新千歳空港・福岡空港)	5 か所 (新千歳空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港)
対象農産物	2 種類 (メロン・いちご)	6 種類 (メロン、いちご、りんご、柿、ぶどう、梨)
検疫件数	2 8 7	農産物：1 0 7 1 畜産物： 2

二つめは、「販売箇所と海外旅行会社との連携強化」である。今回、海外旅行会社との連携により、販売箇所に訪日外国人旅行者を送客した。また、【表⑫】のとおり、海外旅行会社の添乗員から、販売箇所への到着前に、検疫受検円滑化モデルの説明をおこなうことで、利用件数の増加につながることが確認された。さらに、海外旅行会社にとって、ツアー客が農畜産物を購入するうえで、利便性の高い取り組みであることの理解が深まった。このため、検疫受検円滑化モデルの活用が実現できていると考えられる。

三つめは、「円滑な受検に向けた関係者の協力体制の構築」である。たとえば、空港側で荷物を受け取る受検代行者が受検しやすいような梱包状態で、販売事業者に配送をしてもらう協力体制が構築されたことである。通常、農産物を販売する事業者は、商品を配送する際、緩衝材を使用したり、自動梱包器を使用してビニールバンドで箱を固定させる等《写真⑱》、物流過程に想定される振動や衝撃から農産物を守る対応をしている。今回の取り組みにおいても、農産物の販売事業者は、空港側で商品を受け取る受検代行者に配送する際、ビニールバンドで箱を固定するケースが多かった。ビニールバンドでの固定は、品質の良い状態で農産物を受け取れる一方で、受検をする際、植物防疫所の職員が農産物を直接、確認する必要があるため、ビニールバンドを切断する作業負担が生じてしまう。

ビニールバンドを切断する作業は、業務ルール上、植物防疫所の職員や物流事業者が担うことができないため、受検代行者である空港に拠点を構える旅行会社カウンタースタッフが担うことにした。しかし、空港側に自動梱包器がないため、検疫後に受検代行者がビニールバンドで再梱包することは困難であった。

この課題に対応するために、空港で植物検疫を必要とする場合の梱包は、自動梱包器を使用せず、《写真⑲》のように、紐やベルト式のビニールバンドを活用した梱包での納品を販売事業者が依頼した。これにより、空港側の受検代行者が、ビニールバンドを切断する業務が不要となり、より円滑に受検できるようになった。

《写真⑱》一般的な梱包状態



《写真⑲》山梨県（観光農園）忍野ベリーランドの事例



（紐を活用した梱包）

（ベルト式ビニールバンドを活用した梱包）

②課題

について

【自由枠】の参画事業者の主な課題は以下の二つである。

一つめは、「帰国日が翌日および当日のケースの対応」である。本事業は、お土産農産物を検疫済の状態では訪日外国人旅行者の帰国日に引き渡すモデルである。空港で受検を代行するために必要な時間の確保等から、販売箇所が空港に商品を送る期日を、帰国日の前々日に設定している。つまり、帰国前日および帰国当日に、訪日外国人旅行者が販売箇所に立ち寄った場合は、本モデルは利用できない状況にある。

実際に、一定以上の訪日外国人旅行者数が店舗に立ち寄っているにもかかわらず、イオンモール常滑では、検疫受検円滑化モデルの利用者数は少なかった【表⑫】。帰国前日や帰国当日に訪日外国人旅行者が販売箇所に立ち寄るケースも多いため、この場合の検疫受検円滑化モデルの構築は課題である。

帰国日の前日または当日に農産物を購入した訪日外国人旅行者が、より円滑に受検するためには、空港における検疫カウンター等、利便性が高い場所で受検することが必要となる。現在、主要空港の出発ロビーには、動植物検疫カウンターが設置されている（図6）。平成29年度も、同カウンターが新たに設置される予定の空港もあり、利便性が高い場所で受検できる環境は整備されつつある。

〈図 6〉 空港の輸出動植物検疫カウンター

新千歳空港

東京国際空港



国際線ターミナルビル3階

TEL:0123-24-6164 FAX:0123-24-6158



国際旅客ターミナルビル3階チェック
インカウンター「L」付近

TEL:03-5757-9790 FAX:03-3747-0806

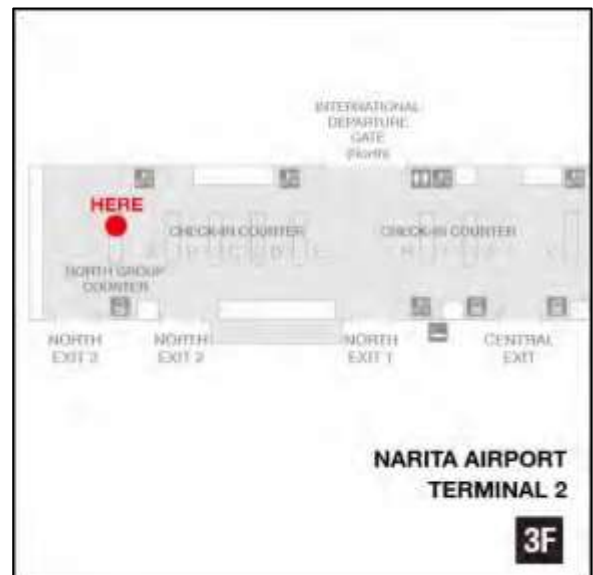
成田国際空港 第1

成田国際空港 第2



第1旅客ターミナルビル4階
北ウイング出発ロビー

TEL:0476-32-6694 FAX:0476-32-6672



第2旅客ターミナルビル3階
北団体カウンター32番

TEL:0476-34-2352 FAX:0476-34-2354

関西国際空港



福岡空港



第1ターミナルビル北4階 国際線ターミナルビル3階南側 北出発口付近 チェックインカウンター「M」の
向かい

TEL:072-455-1936 FAX:072-455-1943

TEL:092-477-7575 FAX:092-477-7576

その一方で、空港カウンターに配置される動植物検疫所の職員の数も限定的であるため、受検希望者が同じ時間帯に集中すると、検疫手続きに通常より長い時間を必要する可能性が高い。

このため、訪日外国人旅行者が事前に準備できることを増やし、動植物検疫カウンターに到着してから開始する作業を極力減らすことが円滑化にとって重要となる。

たとえば、現在でも、WEBサイトから、植物等輸出検査申請書のダウンロードができるため、訪日外国人旅行者に事前記入を促す等の取り組みが考えられる。JSTOが多言語で運営するホームページ「JAPAN FRUITS Shopping Guide」《写真⑳》では、植物等輸出検査申請書のダウンロードが可能なおこととあわせて、記入方法《写真㉑》も例示しており、訪日外国人旅行者が植物等輸出検査申請書を事前記入するように促している。

《写真⑳》「JAPAN FRUITS Shopping Guide」 《写真㉑》

<http://j-fruits.com/ja/>



また、植物防疫所では、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営・管理するシステム「NACCS」をつうじて、輸出植物検査の電子申請を受け付けている。この電子申請を事前におこなえば、当日、空港で受検に必要とする時間は短縮される。時間が短縮できる理由は、以下のとおりである。

申請書を書類で提出する場合、申請書に記入されている受検者情報を植物防疫所の職員が、システムに入力する作業が発生する。申請書は、英語かつ多くは手書きで記入されるため、文字の判読にも時間を必要とする。その一方で、NACCSを使用した電子申請は、受検者本人が空港到着前にシステムへの入力手続きを完了させるため、植物防疫所の職員が、システムへ情報を入力する手間が削減される。このため、訪日外国人旅行者が、空港の動植物検疫カウンターに、事前取得した申請番号を報告すれば、植物防疫所の職員がおこなう作業は、輸出検疫農産物に付着する病害虫の有無の確認および申請書の出力、申請書へのサイン等となり、検疫にかかる時間は短縮される。

ただし、NACCSは、日本の輸出入業者を利用者としてシステム設計されていると想定され、IDの入力を必要とすることや多言語の対応が未整備等、訪日外国人旅行者にとって使い易い仕様にはなっていない。より円滑な検疫手続きのためには、NACCSと連動する、訪日外国人旅行者が使用しやすい輸出植物検査の電子申請フォームを開発に向けた検討が必要となる。

二つめは、主に「台湾向けの小口貨物配送等の物流の課題」である。ヤマト運輸(株)が提供する国際クール宅急便は、個人向けに生鮮品を自宅まで配送できるものの、台湾向け小口貨物サービスの場合は、台湾側の検疫検査申請や通関業務委任等のために、事業者および購入者が複数の書面【表⑭】を準備する必要がある。これらの書類を準備することは、事業者および訪日外国人旅行者にとって手間となっている。必要書類が簡素化できれば、手続きの円滑化につながることで期待される。

書類から取得する情報を必要とする先は、物流事業者および日本の植物防疫所、台湾当局の3か所となる。台湾当局が必要とする植物検疫検査依頼書や通関委任状は、相手国が要求する情報

および仕様である一方で、国際宅急便申込書フォームの簡素化は、民間事業者によって改善できる。本年度の事業では、同手続きの簡素化について、十分に検討できなかったものの、小口貨物を利用した検疫受検円滑化を拡大させるためには、改善されるべき課題である。【表⑭】台湾向けに生鮮品を国際クール宅急便で送付する際に必要な書類

	必要書類	必要枚数	本人サイン	必要な期日	記入者・取得者	提出先	備考
1	インボイス	5	要(5枚)	申込時	販売事業者	ヤマト運輸	・各国への輸出時に求められるインボイスの最大枚数を添付 ・原本をヤマト運輸に集荷時に渡す
2	国際宅急便申請書	1	不要	申込時	購入者 (訪日旅行者)	販売事業者	・荷物発送時の伝票、インボイス作成用に必要な個人情報収集のため ・(複写式にする)お客様自身の申込み控え
3	輸出植物検査依頼書	1	不要	集荷時	販売事業者	(沖縄ヤマト) → 那覇植物防疫事務所	・発送荷主が沖縄ヤマトへ輸出時の植物検疫の申請を委任する書類 ・原本をヤマト運輸に集荷時に渡す
4	動植物検疫申請委任状	1	要	集荷時	購入者 (訪日旅行者)	(台湾ヤマト) → 台湾当局	・購入者が台湾ヤマトへ輸入時の植物検疫の申請を委任する書類で、台湾当局から要求されている書面 ・原本をヤマト運輸様に集荷時に渡す
5	個案(通関)委任状	1	要	集荷時	購入者 (訪日旅行者)	(台湾ヤマト) → 台湾当局	・購入者が台湾ヤマトへ輸入通関を委任する書類で、台湾当局から要求されている書面 ・原本をヤマト運輸に集荷時に渡す
6	パスポートまたは個人IDのコピー	1	不要	集荷時	購入者 (訪日旅行者)	(台湾ヤマト) → 台湾当局	・輸入者の身分を証明するために、台湾当局から要求されている書面

3.2 販売店等における「動物検疫受検円滑化」に向けた取り組み

平成 27 年度に実施した植物検疫手続き円滑化の取り組みをふまえて、平成 28 年度は、動物検疫受検円滑化に向けた取り組みを追加で実施することにした。農産物と比較すると畜産物の輸出条件については、国および地域が、より限定的となる。畜産物の輸出が可能な国のなかで、シンガポールの輸出条件は、平成 28 年 1 月より緩和された。シンガポール向けの輸出は、比較的取り組み易い条件のため、本事業の主な対象国として、シンガポールを選定した。なお、緩和された内容は以下のとおりである。これまで、シンガポール向けに輸出される日本産畜産物については、商業用貨物で輸出される牛肉、豚肉を対象とした条件を両国で取り決めていたが、平成 28 年 1 月 15 日から、シンガポール政府当局（シンガポール農食品・畜産庁（AVA））と協議をおこない、日本産の牛肉、牛肉製品、豚肉及び豚肉製品（以下「牛肉、豚肉等」という。）を個人消費用携帯品（お土産等）として輸出するための簡易証明書様式について合意した。

以降、5 kg 以内かつ個人消費用であれば、動物検疫所から、あらかじめ簡易証明書の交付を受けて空港売店等で販売されている牛肉、豚肉等については、購入後、日本の空港等に所在する動物検疫所における検疫手続きをすることなく、そのままシンガポールに持ち込むことが可能となった。

また、日本国内で市販されている牛肉、豚肉等についても、表示等で日本産であることが確認できる場合には、空港等に所在する動物検疫所において簡易証明書の交付を受けることにより、携帯品としてシンガポールに持ち込むことが可能となった。なお、シンガポール向け畜産物の携帯品（手荷物）の輸出条件について、下記のとおり再掲する。

【シンガポール向け畜産物の携帯品（手荷物）の輸出条件】（再掲）

- ・一人当たり 5 kg 以内であること（牛肉、牛肉製品、豚肉、豚肉製品等）
- ・一人当たり 30 個以内であること。（日本産*1 鶏卵：殻付きの生卵に限る）
- ・個人消費用であること
- ・日本国内で市販されている製品であること
- ・日本産*2 の牛又は豚由来であること（製品に「国産」と表示があっても外国産の食肉を使用している場合は輸出できません。）

*1 鳥インフルエンザなどの疫病が発生した場合は、直ちに国外への持ち出しが禁止されます。

また、鳥インフルエンザの発生により一部輸出できない地域があります。

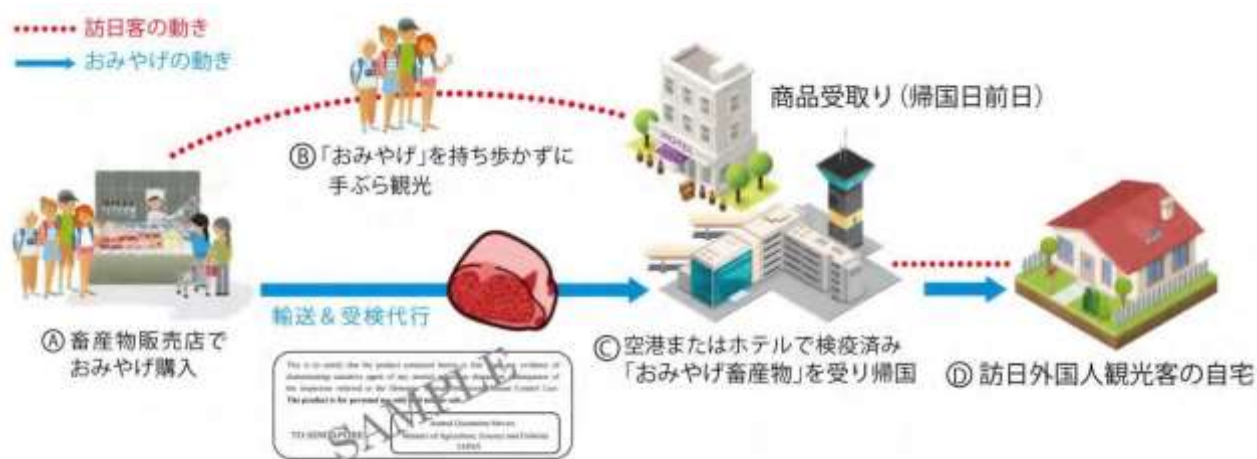
*2 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴いシンガポールが日本からの食品の輸入を制限している地域があります。

(参照：農林水産省 動物検疫所ホームページ)

(1) 畜産物の取り組み（シンガポール向け）

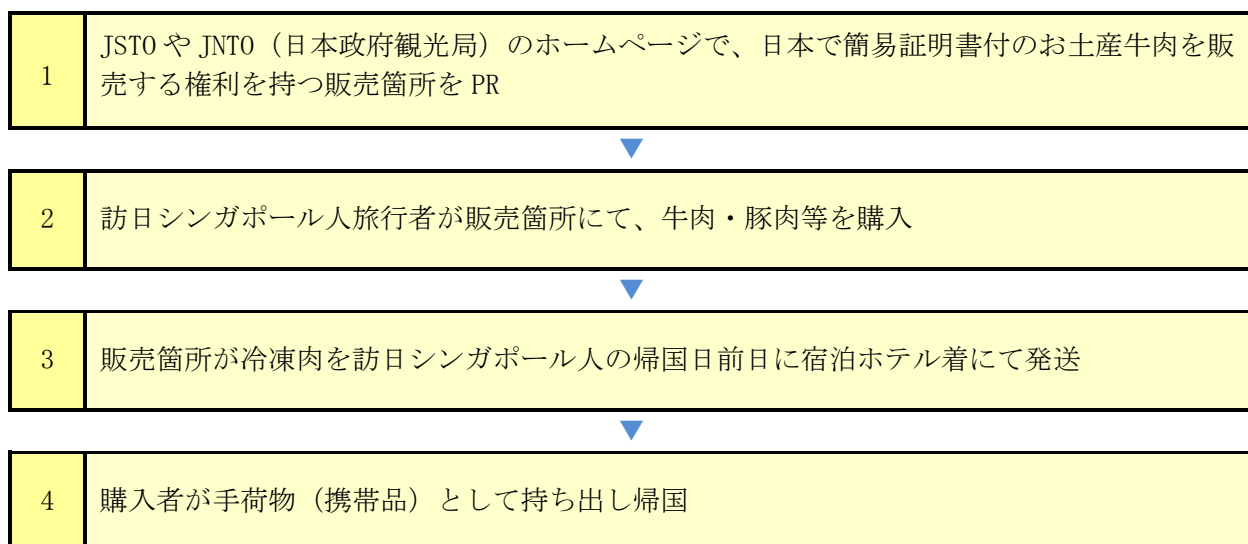
シンガポールに帰国する旅行者を販売対象店に呼び込み、簡易証明書を貼付した状態で商品を引き渡すモデルは、〈図7〉のとおりである。

〈図7〉シンガポールからの訪日外国人旅行者に向けて実施した動物検疫受検円滑化モデル



このモデルは、シンガポールに帰国する旅行者を販売箇所呼び込み、簡易証明書を添付した状態で畜産物を引き渡すフローである。フローは〈図8〉のとおりである。

〈図8〉動物検疫受検円滑化モデルのフロー（シンガポール向け携帯品）



(2) 畜産物の取り組み（香港向け）

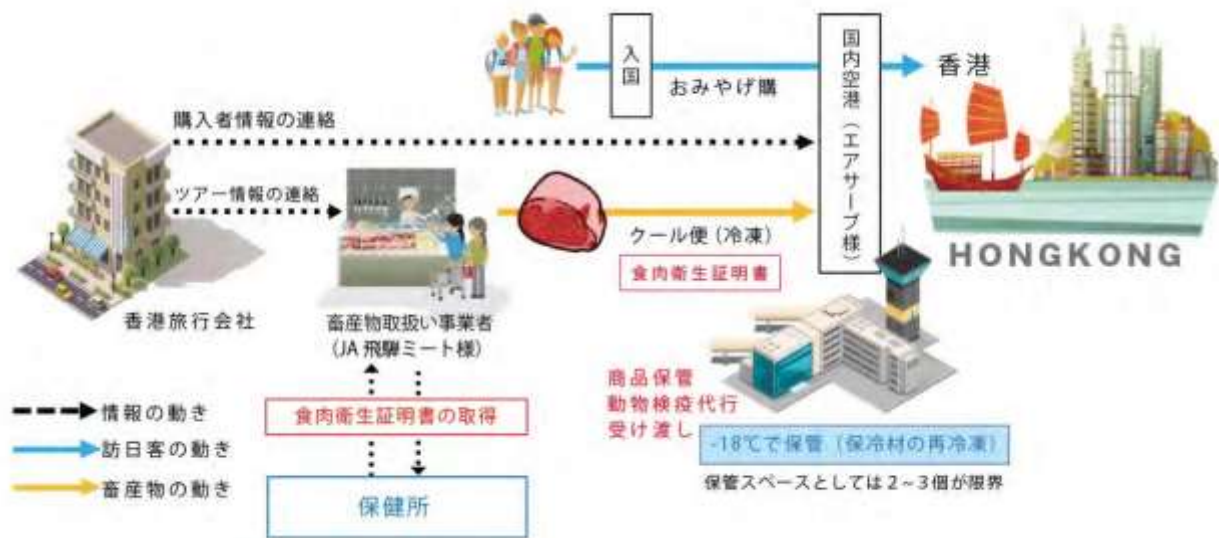
香港向けのお土産畜産物の検疫手続きは、シンガポール向けのそれと比べて、手続きがより複雑となる。たとえば、動物検疫所で検疫を受けるために、保健所等が発行する食肉衛生証明書が必要とする。香港向けのお土産用に食肉衛生証明書を取得するためには、香港当局が認定した対香港輸出食肉取扱施設での屠畜および加工が必要となり、シンガポール向けと比べて、手続きがわかりにくく、対応できる施設が限定的である。複雑となる要素を以下のとおり整理する。

- ・動物検疫を受ける前に、最寄り保健所で「食肉衛生証明書」を取得する必要がある
- ・香港向けのお土産輸出用に「食肉衛生証明書」を取得できる食肉処理施設が限定的である
- ・食肉衛生証明書の取得申請から動物検疫を実施するまで、最短でも2週間程度の日数を必要とする
- ・香港からの旅行者が、日本に入国してから手続きを開始する場合は、長期滞在者に限定される
- ・短期滞在者が利用する場合は、訪日前から手続きを開始する必要がある

上記の要素をふまえて、円滑な動物検疫手続きを実施する取り組みとして、〈図9〉のようなモデルを実施した。モデルの特長としては、以下の二つである。

- ・香港向けに持ち出せる食肉衛生証明書を取得可能な施設（飛驒ミート）と連携したこと
- ・日本到着前から手続きを開始するために海外の旅行会社と連携し、購入者情報を事前に取得したこと

〈図9〉 香港からの訪日外国人旅行者に向けて実施した動物検疫受検円滑化モデル



モデルのフローは〈図 10〉のとおりである。

〈図 10〉 動物検疫受検円滑化モデルのフロー（香港向け）

1	（旅行者の訪日前）海外旅行会社経由で、お土産販売の PR および購入者情報の取得
2	販売箇所は購入情報をもとに指定食肉処理施設へ食肉衛生証明書の申請および取得を依頼したうえで、お土産牛肉を仕入れ冷凍保管
3	訪日香港人の入国および日本滞在
4	販売箇所が冷凍肉と食肉衛生証明書を訪日香港人の帰国日前日に空港着にて発送
5	空港の受検代行事業者が受検代行、合格証明書の取得および商品保管
6	帰国空港にて受検代行者によるお土産引き渡し

3.2.1 検疫受検円滑化モデル利用実績と販売箇所の様子

動物検疫手続の円滑化は本年度から初めての取り組みであり、シンガポールと香港を対象として実施した。検疫受検円滑化モデル利用実績【表⑮】と販売箇所の様子【表⑯】は以下のとおりである。

(1) 検疫受検円滑化モデル利用実績（シンガポール向け携帯品）

【表⑮】 JSTO と JNTO が連携し、プロモーション展開した簡易証明書付牛肉取扱い事業者

事業者	所在地	引き渡し場所	件数
事業者 A	岐阜県高山市	帰国日前日ホテル	24
事業者 B	兵庫県神戸市		3
事業者 C	東京都新宿区		2

【表⑯】 参考事例：空港敷地内での事例

事業者	所在地	引き渡し場所	件数
事業者 D	愛知県常滑市	中部国際空港内 DELI & CAFE	17
事業者 E	東京都大田区(東京国際空港)	東京国際空港(国際線内) たか福	2

(2) 販売箇所の様子（シンガポール向け携帯品）

(神戸牛専門 神戸元町 辰屋様の取り組み例)

- ・商品引き渡しは、訪日旅行者の帰国日の前日にホテルへ宅配便にて配送する。発送から 24 時間以上経過するため、ドライアイスでは気化する可能性があり、保冷剤を同梱している。ただし、店頭で商品受取後、そのまま関西国際空港から帰国するという訪日外国人旅行者には、発泡スチロール箱にドライアイスを同梱している。
- ・全てのお客様に、機内手荷物ではなく、預け荷物にするよう説明している。保冷材が液体物に該当し、機内手荷物では持ち込み制限がある一方で、預け荷物が保管される貨物室は上空では低温なため、解凍の速度が緩やかになる。
- ・原則、商品を真空パック後、冷凍した牛肉 1 kg に対して、500g の保冷剤を入れたうえで、保冷バッグに密封し、冷凍便でホテルへ配送する。
- ・商品配送先として、宿泊者の荷物保管、引き渡しを無料で実施するホテルは、適切であるが、空港での引き渡しが必要な場合、追加コストがかかることを懸念している。

- ・購入者より、帰国後も冷凍状態を保っていたという報告を受けており、品質に関するクレームはこれまでに受けていない。（「冷凍」のみで、「冷蔵」は取り扱いなし）

(3) 検疫受検円滑化モデル利用実績（香港向け携帯品）

香港の旅行会社と連携し、対香港輸出食肉取扱施設にて処理した畜産物の販売および空港引き渡しを実施した。利用実績は【表⑰】のとおりである。また、手続きの関係者を【表⑱】のとおり整理した。

【表⑰】 検疫受検円滑化モデル利用実績（香港向け携帯品）

事業者	所在地	引き渡し場所	件数
事業者 F	岐阜県高山市	中部国際空港内エアサーブ様	2

【表⑱】 関係者の整理

	食肉衛生証明書	輸出検疫証明書
申請者	飛驒ミート様 (対香港輸出食肉取扱施設)	エアサーブ様(受検代行者) (空港における航空旅客の送迎事業者)
発行者	飛驒保健所	動物検疫所 中部国際空港支所
購入者 (荷送人)情報	輸出検疫証明書参照	必要 (持ち帰る旅行客名を記載)
申請時必要書類	食肉検査申請書	食肉衛生証明書

<食肉衛生証明書>

<輸出検疫証明書>

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE AGENCY OF HEALTH, LABOR AND
WELFARE OF JAPAN

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
CHILLED-FROZEN BEEF AND BOVINE PRODUCTS
FROM JAPAN TO HONG KONG**

No. 013118602
DATE: 1/11/2017
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

Number of packages 1 box	(Net weight of consignments) 1.1 kg	Identification number of cattle 144493624
(Consigner) See attached Export Quarantine Certificate	(Consignee address) See attached Export Quarantine Certificate	
(Consignee) See attached Export Quarantine Certificate	(Destination) SG/Airpassenger baggage	

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse) Hida Meat Center	131-1	327 Yoda-machi, Takayama-shi, Gifu, JAPAN
(Cutting plant) Hida Meat Agricultural Cooperative	08-1	327 Yoda-machi, Takayama-shi, Gifu, JAPAN
(Others)		

Date of slaughter: 1/6/2017
Date of production: 1/11/2017
Storage and transport temperature (°C): -18°C



日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫官署名
(Signature: SGT)

申請者住所
(Address of applicant)

輸出年月日
(Date of issue)

商品(輸入にあつては、その名称及びJIS規格の名称)
(Name, Nature and number of packages, name of JIS and name of commodity)

予備注: 本通知書は輸出の検定に基く検査の結果、本通知書の検定事項を十分に満たすことが認められたものである。
(This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of communicable zoonotic agent of any animal infectious disease in compliance of the stipulations entered in the Quarantine Manual (Quarantine Control of Livestock))

輸出品の種類 (Kind of article)	
重量・体積又は容積 (Weight, Size of package or container)	
備考 (Remarks)	
検査結果の概要 (Brief statement of results)	
製造又は産出地 (Place and address of origin)	
生産者又は輸出者 (Name and address of producer)	
輸出先及びその国名 (Place of destination)	
輸出船舶(航空機)名 (Name of ship or plane)	
検査官署名及びその印 (Name and signature of inspector)	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
支庁事務所
Municipal Quarantine Office

第 1 頁
(Page 1)

3. 2. 2 取り組みの成果と課題

(1) シンガポール向けの成果について

本事業の参画事業者は、シンガポール向けのお土産畜産物販売において、あらかじめ動物検疫所から、必要な簡易証明書（シール）の交付認可を受けている事業者から選定しており、シンガポールからの訪日外国人旅行者に向けた畜産物販売に意欲的な事業者である。今回の取り組みにおける成果は以下の二つである。

一つめは、「空港等で検疫済商品を引き渡す仕組みの構築および実証」である。シンガポールに帰国する訪日外国人旅行者に本事業のモデルとして、簡易証明書（シール）が貼付された畜産物を、帰国日前日に購入者が宿泊するホテルにて引き渡しをおこなった。販売箇所が、商品を配送するホテルに対して、事前に冷凍・冷蔵設備の確認と商品配送の承認を得たうえで、訪日外国人旅行者が購入した畜産物をクール宅急便にて配送した。これにより、訪日外国人旅行者は、帰国日前日に宿泊する空港最寄りのホテルにて畜産物を受け取ることができた。今回の事業においては、商品の引き渡し漏れ等のトラブルの報告は無く、モデルとして機能したと考えられる。

二つめは、「政府観光局（JNTO）と連携したプロモーション展開」である。シンガポールからの訪日外国人旅行者が、訪日前に旅行情報を得る媒体として、JNTOのWEBサイトやトリップアドバイザーが上位にあげられる⁹。JNTOのWEBサイトは、訪日旅行者に対して認知度を向上させる有効な媒体の一つである。また、WEBサイトを閲覧した訪日旅行者限定のプレゼントを用意して、プロモーションの効果測定をはかった。実績については、【表⑮】および【表⑯】で紹介したとおりである。

⁹ JNTO シンガポール事務所へのヒアリングより

(2) シンガポール向けの課題について

シンガポール向けの検疫受検円滑化における課題は主に以下の三つである。

一つめは「シンガポール向けに個人消費用の畜産物が、お土産として日本から持ち帰りが可能なことに対する認知向上」である。シンガポール向けに個人消費用の畜産物を、お土産として日本から持ち帰ることが可能になったものの、シンガポールからの訪日外国人旅行者および日本国内の畜産物の取り扱い事業者向けの両者に対して、さらなる認知度の向上が必要な段階である。

また、主要空港に設置されている植物検疫カウンターが、動植物検疫カウンターとして機能強化されたことにより、動物検疫所から必要な簡易証明書（シール）が貼付されていない畜産物でも、より円滑に動物検疫を受けられるようになったことについても、さらなる認知拡大が必要である。

訪日外国人旅行者は購入するお土産の多くを、訪日前に決めていることを示す調査結果もあり、認知拡大は、訪日前の段階で、情報提供することも必要である。

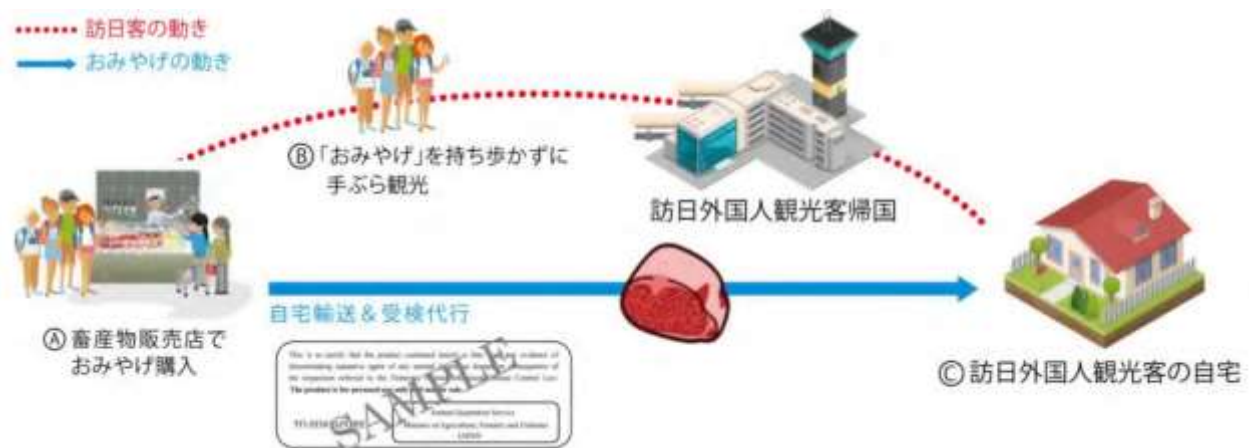
たとえば、JSTO が展開したようなシンガポール人が訪日前に見る媒体での紹介やシンガポールで開催される旅行博等で告知する手段がある。シンガポールの旅行博（Travel Revolution）では、日本からも多くの旅行会社や自治体が出展している一方で、シンガポールで旅行販売に携わる事業者が出展しており、その関係者および旅行に関心の高いシンガポールの生活者が多く来場する。シンガポールにおける旅行者の消費行動に影響を与える人々が多く存在していることが期待され、次回以降のシンガポール旅行博に、日本から畜産物販売事業者と自治体が連携して出展する等の認知拡大策が考えられる。

二つめは「取り組みに参画する事業者数の拡大および拡大に向けた自治体と事業者の連携」である。シンガポール向けのお土産畜産物販売において、あらかじめ動物検疫所から、必要な簡易証明書（シール）の交付を受けている事業者は、全国で約 30 か所程度である。必ずしも訪日シンガポール人の旅行動線上に事業者が立地している訳ではなく、シンガポール人が検疫済の畜産物をお土産として購入できる環境はこれから整備が進む段階である。

また、事業者数の拡大には、地方自治体と販売事業者の連携も重要となる。本事業の計画当初、本事業への参画を表明していた 2 つの販売事業者が、シンガポール向けおみやげ畜産物検疫受検円滑化への取り組みを見送る結果となった。1 つの事業者については、地方自治体の積極的な参画意向に後押しされ、この取り組みへの参画を表明していたものの、計画が本格的に進行する段階で、販売店の方で、今後シンガポールからの外国人旅行者の誘客を強化する意向がないことから、シンガポール向けのお土産畜産物円滑化への取り組みを見送る結果となった。いま一つの事業者については、販売店の敷地内に畜産物の販売コーナーを平成 28 年度内に新設する計画があったことから、シンガポール向けおみやげ畜産物検疫受検円滑化への取り組みを表明していた。しかしながら、地方自治体と販売事業者の調整に時間がかかったため、販売コーナーの設営スケジュールが遅延してしまった。これにより、当初計画していた平成 28 年度内に販売コーナーの営業を開始できなかったため、シンガポール向けおみやげ畜産物検疫受検円滑化への取り組みを見送る結果となった。

三つめは、「国際クール EMS の活用検討」である。平成 29 年 1 月より、日本郵便（株）が提供する国際クール EMS（国際郵便）で、畜産物をシンガポールへ郵送できるようになった。これに伴い、訪日外国人が、簡易証明書付で購入したお土産畜産物を、シンガポールの自宅まで下記のような流れで郵送することが可能になった（図 11）。今回の実証実験では、国際クール EMS を活用した取組みは実現しなかったものの、お土産畜産物を円滑にシンガポールに届ける物流方法の一つとして、今後、取り組みを検討する必要がある。

〈図 11〉 国際クール EMS を活用したシンガポールへの郵送



このモデルは、シンガポールに帰国する旅行者が簡易証明書付の牛肉・豚肉を購入し、手ぶらで帰国しシンガポールの自宅等指定箇所へ郵送するモデルである。フローは〈図 12〉のとおりである。

〈図 12〉 動物検疫受検円滑化モデルのフロー（シンガポール向け郵送）

1	訪日シンガポール人旅行者が販売箇所にて、簡易証明書付の牛肉・豚肉を購入
2	月曜日または火曜日に指定の郵便局へ国際クール EMS の申し込み
3	シンガポール郵便より木曜日（予定）までに購入者の自宅等指定場所へ郵送

(3) 香港向けの成果について

香港向けの検疫受検円滑化における成果は主に以下の二つである。

一つめは、前述のとおり、「香港向け牛肉の食肉衛生証明書の取得から検疫までの流れを実証し、確認できたこと」である。香港輸出食肉取扱施設である飛驒ミートおよび飛驒保健所との連携により、香港向けにお土産（携帯品）として、持ち出すための取り組みを実施した。この取り組み一連の流れは【表⑲】のとおりである。

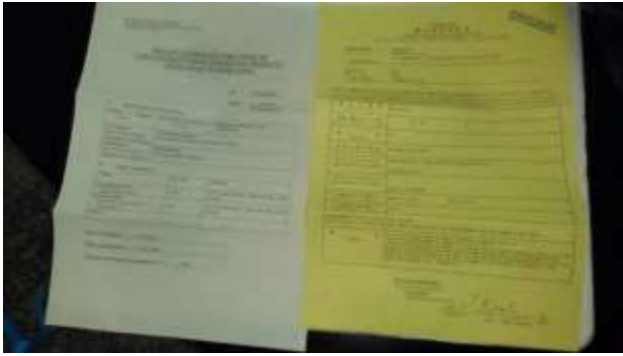
【表⑲】 香港向けの手続きにかかる一連の流れ

月 日	内容・手続事項	
	輸出申込み	輸出者 →飛驒ミート
1 / 6	と畜申請(食肉検査申請書)	飛驒ミート →保健所
1 / 11	食肉処理、ステーキ加工し、急速冷凍庫で冷凍・保管	飛驒ミート
1 / 17	・保健所検査員立会のもと、冷凍庫内で箱詰めを行う。その際、保冷剤を2個入れ、シールを貼付、出庫まで冷凍庫で保管 ・食肉衛生証明書の申請	飛驒ミート →保健所
1 / 18	食肉衛生証明書の取得(書類発行)	保健所 →飛驒ミート
2 / 1	午前中 冷凍庫から商品を出し、空港へクール宅急便(冷凍)で送付	飛驒ミート →受検代行者
2 / 2	11:45 空港側で商品を受領、その後、冷凍庫で保管受検(所要約20分) 15:00 類: 申請書(NACCS申請分プリント)・食肉衛生証明書・商品(牛肉) 冷凍庫 ※必要 で再度保管 15:30	受検代行者 →動物検疫所 →受検代行者
2 / 3	8:00 冷凍庫から移動。旅行者へ商品渡し旅行者 9:40 出国 14:00 (日本時間15時)香港入国(冷蔵庫移動後、7時間後も冷凍状態)	受検代行者 →旅行者

中部国際空港から香港へ持ち出す前のお土産牛肉の状態は《写真⑳～㉑》のとおりである。冷凍された牛肉と保冷材(200g)2つを保冷バッグに入れ、発砲スチロールの箱の中には、さらに保冷材を2つ入れた。

《写真⑳》

《写真㉑》



食肉衛生証明書（左） 輸出検疫証明書（右）



保冷剤製品名：クールランナー C-200 200 g × 2
(製造元：クールランナーカンパニー)

《写真②④》

《写真②⑤》



保冷バッグのサイズ (横 30 cm)



発砲スチロール箱のサイズ (横 43 cm、幅 31 cm、高さ 19 cm)

7 時間後、香港に到着した時点でも冷凍状態を保っており、品質的に変化がなかったことを確認できた。香港の空港で税関を通過する際、香港税関担当者による確認のために、10 分程度の時間を要したものの、無事に畜産物を持ち込むことができた。

《写真②⑥》

《写真②⑦》

香港到着
中部国際空
港状態で冷
介



香港到着時
のターネ
ーブルの様
子

時の畜産物
港出国時と
凍状態を保

今回の
食肉衛生



の様子
同
持

実証では、
証明書の申
せずに、食

請時点では、荷送人および荷受人の氏名を特定
肉衛生証明書の取得後の動物検疫の申請時に、荷送人および荷受人の氏名を特定した。食肉衛生証
明書の申請時点では、荷送人および荷受人の氏名を特定することは、必要条件ではないことが確認
された。

確認できる限り、所定の手続きを経て、お土産（携帯品）として香港に日本の畜産物を持ち込ん
だ初めてのケースだと考えられる。さらに、今後、米国等への携帯品としてのおみやげ検疫受検円
滑化モデルの構築にむけた取り組みの際に参考になるものとする。

【香港向けに携帯品で輸出する際の食肉衛生証明書の記入条件】

- ・食肉衛生申請書の販売先住所・氏名及び仕向け地は「旅客携帯品につき未定」と記載する。
- ・食肉衛生証明書の荷送り人名及び荷受け人名は「See attached Export Quarantine Certificate」とし、住所は双方とも「Same as above」と記載する。仕向け地は「N/A (passenger baggage)」と記載する。
- ・積荷マーク及び荷物への封印シールは不要。

二つめは、「空港での畜産物の保管および引き渡しについて必要な資格の有無を確認したこと」
である。本事業の実施にあたり、空港において訪日外国人旅行者に引き渡す業務および付随して発
生する保管について、主要空港を管轄する以下の保健所に確認した【表⑳】。判断基準は法律に基
づくため、最終的には保健所による許可の相違は発生しないものの、見解については相違が見られ
た。見解は対価を受け取る場合と受け取らない場合に大別されるものの【表㉑】、いずれの保健所
においても、実際の収益事業として検討する場合は、事業が具体化した段階での再確認を要請され
ている。

【表⑳】 主要空港の管轄保健所

空港名	担当保健所	担当部署
新千歳空港	北海道千歳保健所	食品保健係

東京国際空港	大田区保健所	生活衛生課食品担当
成田国際空港	印旛保健所成田支所	衛生係食品担当
中部国際空港	知多保健所	環境食品安全課
関西国際空港	泉佐野保健所	食品衛生課
福岡空港	博多区保健所	食品係

【表⑭】 空港での畜産物の保管および引き渡し業務に関する主要空港管轄保健所の見解

空港名	備考
新千歳空港	販売店で購入済みの所有物を引き渡す行為の場合は、所有物の配送の為、営業には当たらないため、特別な資格および免許は必要ない。配達行為に費用が発生しても契約売買済みの商品の引き渡しとの見解。
東京国際空港	営業としての許可は不要。荷物を預かり引き渡しを行うのであれば、サービスの一環と考えられる。物流の代行を行う手数料として、訪日外国人旅行者または販売事業者から費用を徴収してもサービスの範疇である。他の保健所で見解相違の可能性がについて確認したところ、基本的に法律は同じなので、保健所によって許可の相違はない筈、との見解。
成田国際空港	営業として行うのであれば、冷蔵もしくは冷凍業の許可が必要。 サービス（無料）であれば営業にあたらない可能性もあるが、具体的に変わった場合にさらなる相談が必要との見解。
中部国際空港	配送に限ることであれば、営業の許可は必要ないが、具体的に営業をおこなう段階で、さらなる相談が必要との見解。
関西国際空港	大阪府では冷蔵・冷凍業（シンク・手洗い所設置）の許可が必要である。また倉庫業が必要な場合もあるので、運輸局にも確認が必要。
福岡空港	肉屋から費用を取る場合は、「冷蔵業」の資格が必要で、旅行客から費用を取る場合は、「販売業」の資格が必要。費用を受け取らない場合は、資格は不要。

（4）香港向けの課題について

香港向け畜産物の検疫受検円滑化モデルの課題は、主に以下の二つである。

一つめは、「輸出検疫手続きにかかる所要日数と訪日外国人旅行者の滞在日数とのミスマッチ」である。前述のとおり、香港向けにお土産として畜産物を持ち出すためには、食肉衛生証明書の取得手続きから検疫まで、最短で2週間程度の日数を要する。

香港人の訪日旅行者 97.3%の滞在日数は、13 日以下であるため【表②】、訪日外国人旅行者が日本に到着してから手続きを開始した場合、日本滞在中に畜産物を受け取ることはできない。

【表②】 訪日香港人の滞在日数



(参照：観光庁「訪日外国人消費者動向 平成 28 年度版」) このため、香港向けの検疫受検円滑化モデルの構築は、輸出手続き期間の短縮を検討することと並行して、次の3つの方法が考えられる。

① 訪日前に、香港からの旅行者の購入意向を確認し、訪日前に輸出手続きを開始する

この場合、日本到着前に、日本の畜産物および検疫受検円滑化モデルの魅力をPRする必要があるため、香港の旅行会社や媒体との連携が必要となる。また、到着前に購入意向を確認して、手続きを開始するため、事業者側のリスクを軽減するためには、クレジットカード等で保証金を預かる等の手続きが必要となる。

② 2週間以上日本に滞在する旅行者を円滑化モデルの利用者として想定する

この場合、日本到着後に、購入意向を確認し、手続きを開始できるメリットがある一方で、母数が少なくなるため、対象者との接点を確保することが重要になる。ただし、現在、訪日外国人旅行者の動向を詳細に把握することが難しいため、接点を確保できる対象者数が、限定的になることが想定される。

③ 旅行者からの購入を予測し、第3者が畜産物の輸出手続きを開始する

食肉衛生証明書を申請する時点では、荷送人と荷受人の氏名を特定する必要がないため、最終的な購入者が特定していない段階で、第3者が輸出手続きを開始することは可能である。たとえば、香港の旅行会社等が、日本到着後に、ツアー客に畜産物の販売を計画し、購入希望者が特定された段階で、動物検疫手続きを開始させることが考えられる。この場合、同旅行会社は日本国内において畜産物の販売資格が要求されることも想定される。

ただし、この場合、畜産物が売れ残った場合の対応が必要となる。日本国内向けの販売に転用することができないため、以下の2つの対応が想定される。

- ・輸出手続きの取り消しをおこない処分する
- ・第3者が、販売できるまで保管する

輸出手続きの取り消しをおこない処分する場合は、関係機関の業務負担が大きいことや手続きの混乱を招く可能性が高いため、理想的な運用方法とは言えない。その一方で、第3者が販売できるまで保管する場合は、香港の旅行会社の添乗員等が自ら荷送人および荷受人となり検疫を実施し、香港側で保管するケースと日本国内の倉庫等で保管するケースが想定される¹⁰。香港向けにお土産用として、食肉衛生証明書を申請する場合、輸出予定日の記入は不要である。そのため、日本国内の倉庫で保管する場合は、購入者が特定された段階で輸出日を特定し、輸出検疫手続きを開始することが可能となる。この場合、購入者が特定されてから、空港等での輸出検疫手続きを経て、商品を受け渡せる期間は、最短で2日程度と想定される。

二つめは、「空港における受検代行者の確保」である。お土産として畜産物を持ち出すためには、空港等にある動物検疫所での受検が必要になる。また、訪日外国人旅行者の行動動線を考慮すると、最も利便性が高い畜産物の受け渡し場所の一つは空港である。また、前述のとおり、収益事業として取り組むには、冷蔵業や食肉販売業の許可を必要とされる場合もある。さらに、畜産物は農産物と比較すると、品質管理等の面で取り扱いが難しいため、衛生管理ノウハウおよび一定量を冷凍冷蔵できる保管設備の保有し、訪日外国人旅行者の動線上で引き渡しを担う事業者が必要となる。つまり、受検代行者に求められる要素は、空港で畜産物を受け渡すための資格とノウハウ、設備、人的リソースを持ち、かつ、経済的なメリットを享受しうる事業者を確保する必要がある。

¹⁰ 畜産物を冷凍で保管する場合、消費するまでの期間を2年間と設定する場合が多い。

4. 検疫受検円滑化に向けた取り組み

日本の農畜産物の魅力発信と動植物検疫受検滑化の普及を目的として以下の活動を実施した。

4.1 海外における動物検疫受検滑化の普及活動

(1) シンガポール旅行博 Travel Revolution (TR)

概要	日時	2016 年 8 月 19 日～2016 年 8 月 22 日
	場所	Marina Bay Sands Convention Centre
	主催者	Singapore Outbound Travel Agents Association
	出展者	(国内外) 旅行会社、鉄道会社、航空会社、自治体等
内容	◇イベント概要 2016 年 8 月 19 日～21 日の 3 日間開催されるシンガポール最大級の旅行博。毎年 2 月と 8 月に定期開催されており、一般消費者（旅行者）を対象に実施している。日本からは、日本政府観光局（JNTO）がジャパンプースを出展し、17 の自治体や、旅行会社、鉄道会社、航空会社等が観光地としての日本を PR した。《写真⑳㉑》 ◇ジャパンショッピングツーリズム協会の出展について 一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会がブース出展をおこない、日本の畜産物の魅力と輸出検疫条件を紹介した。来場者へはリーフレットを活用して、配布および説明を実施した。	

《写真⑳》



《写真㉑》



シンガポールにおいて和牛の魅力と検疫条件を紹介すること、および、前述した JSTO と JNTO の連携プロモーションの展開に先立ち、主に PR する簡易証明書付牛肉取扱い事業者を選定することを目

的として、シンガポールの旅行博に出展した。シンガポールにおいては、【表②】のとおり、神戸牛や松坂牛、飛騨牛の認知度が高かったため、JNTO との連携プロモーションはその取扱い事業者を中心に選定した。

【表③】和牛をお土産でもらう際の希望ブランド

和牛をお土産でもらう際の希望ブランド



	件数
神戸牛	399
松坂牛	78
飛騨牛	27
近江牛	23
米沢牛	18
但馬牛	15
合計	560

(2) シンガポール向け訪日外国人旅行者向け農
(JNTO 連携事業)

畜産物販売促進事業

シンガポールからの訪日外国人旅行者に向けて、簡易証明書を発給できる畜産物取り扱い販売箇所の PR を JNTO (日本政府観光局) と連動してキャンペーン展開した。実績については、【表⑮】・【表⑯】のとおりである。なお、キャンペーン概要について、下記のとおり整理する。

【JNTO (日本政府観光局) と連動して展開したキャンペーン概要】

■事業名称	シンガポール向け訪日観光客の畜産物販売促進事業
■実施期間	2016 年 12 月 1 日～2017 年 2 月 28 日 (3 カ月間)
■実施目的	訪日旅行者 (シンガポール人) に対し、日本の畜産物の魅力を PR し販売促進に繋げる
■実施団体	日本政府観光局 シンガポール支社 (JNTO シンガポール支社)
■受託団体	一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 (JSTO)



サイトによる認知拡大
(ノベルティにより来店促進)



サイトを見て来店



畜産物を購入したシンガポール人に
ノベルティをプレゼント

4.2 「受検円化推進ツール」と「受検啓蒙ツール」の活用

本事業を実施するにあたり、昨年度の事業で制作した各種ツールを、販売箇所で活用できる「検疫受検円滑化推進ツール」と、訪日外国人旅行者を対象とした「検疫受検啓蒙ツール」に分け、コミュニケーション活動をおこなった。制作したツール等を、【表⑭】および【表⑮】のとおり整理する。

「検疫受検円滑化推進ツール」は、訪日外国人旅行者に検疫受検円滑化モデルのサービス内容を告知する印刷物を中心としたツールである。動物検疫受検円滑化モデルについては、検疫条件紹介リーフレットを作成し多言語での紹介と、シンガポール向け簡易証明書付畜産物取り扱いの販売箇所を告知した。また、「検疫受検啓蒙ツール」は、訪日外国人旅行者に対して、訪日前から情報を提供し、訪日中もアクセスできるよう、WEB メディアを中心に展開した。さらに、平成 27 年度および 28 年度と本事業を実施した知見と、実際に事業にチャレンジしている事業者を紹介する情報誌「おみやげビジネス読本」を制作した。主な成果と課題は以下のとおりである。

成果は、農畜産物の販売事業者に対して、検疫条件および検疫受検円滑化モデルの周知がはかられたことである。事業者の多くは、取り組み当初、動植物検疫の条件を認識していなかった。実際にツールの店内掲示や使用をつうじて、販売事業者のスタッフまで、動植物検疫の条件が周知された。

課題は、受検代行者の負担軽減である。検疫受検円滑化モデル空港配送の申込書には、受検に必要な情報を訪日外国人旅行者が記入し、その後、販売事業者が申込書を受け取り、FAX 等で、空港での受検代行者に送信することになっている。この申込書で、受検に必要な情報は取得できるが、この書面のまま受検することはできないため、受検代行者は、受検するうえでの正式フォームである植物等輸出検査申請書への転記または NACCS への入力をする必要がある。このため、転記にかかる手間と転記ミスリスクが生じる。この課題を改善させる方法の一つとして、前述したとおり、訪日

外国人旅行者に直接 NACCS を入力してもらう等の方法が考えられる。【表②】平成 28 年度に制作した受検円滑化推進ツール

	活用方法	制作部数	主な設置（配布）場所
ポスター	販売箇所での検疫受検円滑化モデル認知促進	100	・ 農産物販売箇所
申込書 （空港配送申込書）	検疫受検円滑化モデルの申込書	100	・ 農産物販売箇所
申込書用デスクスタンド	検疫受検円滑モデル申込書記入例紹介	100	・ 農産物販売箇所
各国フルーツ持ち帰り検疫条件表	検疫条件の紹介	100	・ 農産物販売箇所 ・ ホームページ (http://omiyagefruits.jp/)
店頭 POP	販売箇所での検疫受検円滑化モデル認知促進	100	・ 農産物販売箇所
動物検疫条件紹介リーフレット	シンガポール向け検疫条件紹介簡易証明書付販売箇所の紹介	21,300	・ 畜産物販売箇所 ・ シンガポール旅行博

【表③】平成 28 年度に制作した受検啓蒙ツール

	活用方法	掲載（配布）方法
動物検疫条件紹介 Web サイト	食肉のお土産持ち帰りについて、手順や販売対象店舗を紹介（対応言語：英語・日本語）	ホームページ (http://j-meats.com)
検疫手続き紹介動画	動植物検疫の紹介をつうじて、お土産の持ち帰り方を説明	ホームページ 植物検疫 (http://j-fruits.com/ja/) 動物検疫 (http://j-meats.com/ja/)
情報誌	農畜産物生産者および販売者向けに「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業」をつうじて得られた知見をもとにした「おみやげビジネス」の紹介情報誌	全国の地方自治体に配布

平成 28 年度に制作した受検円滑化推進ツール（１～６）タイ人観光客向けに販売箇所等で活用できるツール類

1. ポスター（店頭設置）

レジ横などに掲出することで告知機能をはたす。



2. 申込書（空港配送申込書）

購入者に記入してもらい FAX で検疫代行業者に連絡。

3. 申込書用デスクスタンド（箱）

申込書をまとめて保管する卓上スタンド。

ド。正面に申込書記入方法が明記されて



いる。4. 各国フルーツ持ち帰り検疫条件表（携帯品） 外国人旅行者の多

い国々の検疫条件が○×式でわかりやすく表記され、販売の補助ツールとして活用できる。

入れ売場に取り付けることで情報提供。6. 動物検疫条件紹介リーフレット

5. 店頭POP

動物検疫条件紹介リーフレットを作成し多言語での紹介と、シンガポール向け簡易証明書対応の販売店を告知。



平成 28 年度に制作した受検受検啓蒙ツール（7～9）

※7・8は訪日外国人旅行者を対象、9は農畜産物生産者および販売者を対象

7. 動物検疫条件紹介 Web サイト（畜産物 URL <http://j-meats.com>） 2017 年 2 月現在食肉のおみやげ持ち帰りについて、手順や販売対象店舗を紹介。

対応言語：英語・日本語



(参考：平成 27 年度に開設した「J-fruits.com」平成 28 年度にタイ語を追加)



8. 検疫手続き紹介動画

動植物検疫の紹介をつうじて、お土産の持ち帰り方を説明。(約 2 分)



(フルーツ編)



(畜産編)



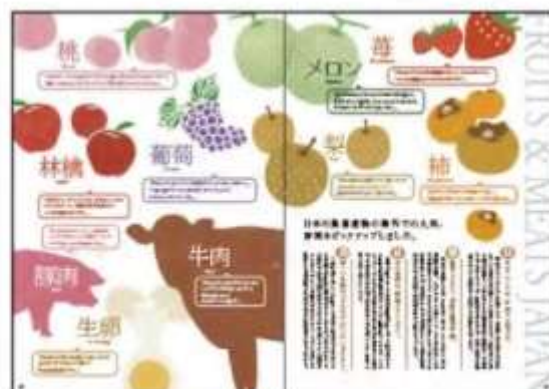
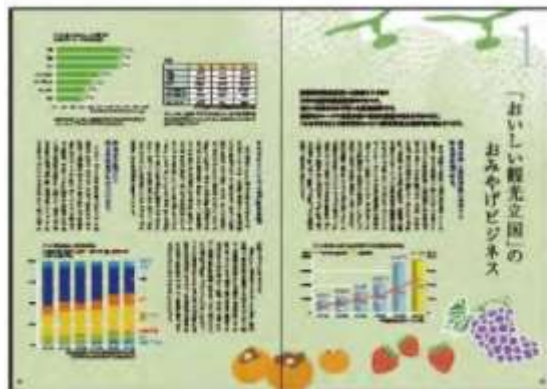
「Fresh OMIYAGE JAPAN」と総称し、タイ向けのフルーツ篇とシンガポール向け畜肉篇の2種類を制作。(前述したWebサイトに掲載)

9. 情報誌

農畜産物生産者および販売者向けに「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業」をつうじて得られ

た知見をもとにした「おみやげビジネス」の紹介情報誌。全国約 1,600 か所の地方自治体へ配布。

また、JSTO の公式 HP でも掲載 (<http://www.jsto.or.jp/documents/>)



5. 今後の展開について

訪日外国人旅行者数および訪日外国人旅行者の消費額は、平成 28 年にいずれも過去最高を更新し、今後、さらなる拡大傾向が期待される。訪日旅行のリピーター率が高まることから、現在、都市部に集中する訪日外国人旅行者の行動範囲は、今後、全国各地に広がることが予想される。日本国内には魅力ある地方と観光素材が多く存在するため、訪日外国人旅行者の消費意欲は地方でも喚起され、今後、農山漁村の活性化が期待される。

訪日外国人旅行者の消費意欲をさらに向上させるためには、農畜産物を始めとする日本各地の地域特産品の魅力を情報発信することが必要となる。日本の農畜産物の魅力は海外にも伝わっているものの、さらなる情報発信の強化が必要な段階である。

また、地方の農畜産物をお土産として購入してもらうためには、さらなる利便性の向上が必要となる。たとえば、動植物検疫が必要な訪日外国人旅行者のお土産農畜産物の持ち帰りの促進は、検疫受検の手間と煩雑さを改善しうる最適な検疫受検円滑化モデルが必要とされている。

平成 27 年度および 28 年度の本事業により構築された農産物の検疫受検円滑化モデルは、訪日外国人旅行者の利用率からみると、有効なモデルの一つとして考えられる。また、畜産物の検疫受検円滑化モデルについても、シンガポールのように検疫済の商品を販売できるモデルは理想的と言える。ただし、一部の地域を除いては、取り組みが自走化されるまでには至っていない。自走化に向けて検討される課題は以下の二つが考えられる。

一つめは、受検代行者が自主事業として取り組めるほど、取扱い件数を増加させることである。今年度の検疫件数は、農産物と畜産物の合計で 1,073 件となった。昨年度比で約 3.7 倍となったものの、事業化を本格検討するには、さらなる取扱件数が必要となる。輸出に検疫を必要とする国（タイ・インドネシア等）が限定的であることとあわせて、それらの国からの訪日外国人旅行者数が、中国や韓国等と比較して少数であるため、訪問地域および訪問者数が限定的である。このため、空港での受検代行者の取扱い件数を増加させるためには、検疫を必要としない国へ持ち出す旅行者も対象とする事が必要である。検疫を必要とする旅行者および必要としない旅行者が、農畜産物を空港で受け取れる、手ぶら観光の取り組みとあわせて取り組む等の方法が考えられる。

二つめは、受検代行者を必要としない検疫受検円滑化モデルの確立である。前述したとおり、既存の検疫受検円滑化モデルは、帰国日の前日および当日に農畜産物を購入した訪日外国人旅行者が利用することはできない。すべての訪日外国人旅行者に対応するためには、空港等、利便性の高い場所で、輸出する本人が直接手続きすることが望ましい。また、空港の防疫所職員の負担を軽減し、円滑化をはかるためには、空港到着前に訪日外国人旅行者が基幹システムと連動したフォームに受検に必要な情報を容易に入力することができれば円滑化につながると考えられる。

JSTO では、これらの取り組みを他の地域でも活性化させるべく、各地域において活発化している DMO¹¹や地方自治体との連携を強化して、今後も支援活動を継続していきたいと考えている。さらに、JSTO が2年間の事業で得た知見やネットワークを活用して、訪日外国人旅行者向けのお土産農畜産物販売の環境整備を検討している事業者と行政、および、この取り組みにおける重要な関係者である空港周辺事業者や物流事業者等、検疫受検円滑化モデルの周辺事業者との連携も強化する意向である。具体的には JSTO が携わる各種説明会やセミナーにて、検疫受検円滑化の取り組みを紹介することとあわせて、海外旅行会社とのネットワークをもつ事業者や、空港周辺事業者等、農畜産物生産者や販売者の知見向上とネットワークの構築を推進していく予定である。

以上

¹¹ 日本版 DMO は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人（参照：観光庁ホームページ）

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 3 - 6 - 2 西新橋企画ビルディング

Tel : 03-6435-9116 HP/ <http://www.jsto.or.jp/>